

# 安 全 デ ー タ シ ー ト

## 1. 製品及び会社情報

化学品の名称	:	ガラス長繊維製品(製品コード:三軸組布加工品)
製品名	:	PX メッシュ
会社名	:	三ツ星ベルト株式会社
住所	:	神戸市長田区浜添通4丁目1-21
電話番号	:	078-685-5771
整理番号	:	O-024
推奨用途及び使用上の制限	:	ネオ・コートPX用メッシュ

## 2. 序

ガラス長繊維は、製品の安全データシートの発行が義務付けられている労働安全衛生法上の名称等を通知すべき有害物、および、化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)上の性状及び取扱いに関する情報を提供すべき物質(15項参照)には含まれません。このため SDS 発行の義務はありませんが、お客様のご要望に応じて当該シートを発行しています。また、アーティクル(成形品)であるガラス長繊維製品は、GHS 対象外です。成形品ですが、JIS Z 7253 の用語に従い、「化学品」の呼称を一部使用しております。

## 3. 危険有害性の要約

ガラス長繊維製品は成形品です。事業者向けGHS分類ガイダンス(令和元年度改訂版(Ver.2.0)経済産業省)では成形品はGHSの適用範囲外です。取扱いに際しては、以下の事項についてご注意ください。

- ガラス繊維に触れると、皮膚、眼、喉や鼻などに一時的にかゆみや痛みを引き起こすことがあります。
- ガラス繊維の表面に付着している集束剤や表面処理剤は、一般には可燃性です。
- 一般のガラス長繊維製品は、吸入性繊維(WHOファイバー)には、該当しません。

## 4. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:成形品

化学名	一般名	含有量 Wt.%	CAS番号
アルミナ硼けい酸ガラス	E-ガラス	約 48	65997-17-3
—	不織布	約 43	—
アクリル酸エステル共重合体	—	約 9	—

※以下、ガラス繊維の説明となります。不織布、アクリル酸エステル共重合体については別添のSDSを参照願います。

## 5. 応急措置

吸入した場合:

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させてください。清浄な水で10回うがいをして下さい。また、軽く鼻をかんで下さい。もし、鼻や喉にかゆみや痛みなどの異常が残るようであれば医師の診断、手当てを受けて下さい。

皮膚に付着した場合：

絶対にこすらないで下さい。多量の流水で洗い流して下さい。汚染された衣服は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯をして下さい。皮膚に痒みや痛みなどの異常が残るようであれば医師の診断、手当てを受けて下さい。

眼に入った場合：

絶対にこすらないで下さい。清浄な水で最低 15 分間、注意深く流し洗いをして下さい。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外し、その後も洗浄を続けて下さい。もし、眼の刺激が継続するようであれば、医師の診断、手当てを受けて下さい。

飲み込んだ場合：

水で良く口を洗って下さい。必要に応じて医師の診断を受けて下さい。

## 6. 火災時の措置

適切な消火剤：

ガラス繊維自体は、水、炭酸ガス、泡、ドライケミカル、粉末のいずれも有効です。但し、まわりの状況（発火原因など）によって適切な消火剤を選定して下さい。

使ってはならない消火剤：

情報なし。

消火方法：

通常の消火方法を取って下さい。

その他の情報：

ガラス繊維自体は不燃性ですが、繊維上に加工した集束剤や表面処理剤は一般に可燃性です。燃焼時には通常発生する CO、CO<sub>2</sub>、H<sub>2</sub>O 以外の危険有害な燃焼副生成物はほとんど発生しません。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

出来る限り、吸い込んだり、眼や皮膚に触れたりしないようにして下さい。必要に応じ手袋、保護眼鏡（ゴーグルタイプが望ましい）、防じんマスク（国家検定品：取替え式・使い捨て式）をお使い下さい。ガラス繊維は、静電気を帯びる性質があります。静電気による電子部品の破壊や爆発、引火の原因となることも考えられますので、必要な処置を講じてください。

保管：

安全上の注意事項は、特にありません。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等：管理濃度：

- ・粉じん障害防止規則：3.0mg/m<sup>3</sup>

許容濃度：

- ・日本産業衛生学会勧告値(2023 年度版)：表 I -3 第三種粉じん 2mg/m<sup>3</sup>(吸入性粉じん)、8mg/m<sup>3</sup>(総粉じん)
- ・OSHA：15mg/m<sup>3</sup> TWA (total dust)、5mg/m<sup>3</sup> TWA (respirable dust)
- ・ACGIH：Continuous filament fibers 5mg/m<sup>3</sup> (inhalable fraction)

設備対策：

粉じんを発生する切断・研磨等の作業（粉じん障害防止規則（以降 粉じん則）別表第一の六及び別表第二の五及び六）、ミルドファイバー等の粉体状の製品の取り扱い作業などを行う場所には、局所排気装置等を設置して下さい（粉じん則 第四条 特定粉じん発生源の四及び五）。作業場の構造、作業の性質等により、この措置を講ずることが著しく困難であると所轄労働基準監督署長が認定したとき（粉じん則第九条）には、有効

な呼吸用保護具を使用させ、かつ、屋内作業場にあつては全体換気装置による換気を実施して下さい。また、洗顔・洗身・うがい・更衣・洗濯設備等の設置も望ましいです。

**保護具:**

作業環境を考慮して、必要に応じて、次の保護具をお使い下さい。

- ・呼吸用保護具 : 防じんマスク(国家検定品:取替え式・使い捨て式)
- ・手の保護具 : 皮手袋等ガラス繊維を通しにくい材質の手袋
- ・眼及び/又は顔面の保護具 : 保護眼鏡(ゴーグルタイプ)
- ・皮膚及び身体の保護具 : 上衣:襟付き長袖(手首の締まった)でゆったりしたもの  
下衣:長ズボン(足首の締まったもの)

9. 物理的及び化学的性質

<u>物理状態</u>	: 繊維状固体
<u>色</u>	: 白色
<u>臭い</u>	: ほぼ無臭。わずかに臭いが感じられる場合もある
<u>融点(°C)/凝固点</u>	: (軟化点)約 840
<u>沸点</u>	: データなし
<u>可燃性</u>	: ガラスは不燃性、表面処理剤又は集束剤は一般には可燃性
<u>爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界</u>	: 該当しない
<u>引火点</u>	: 該当しない
<u>自然発火点</u>	: 該当しない
<u>分解温度</u>	: データなし
<u>pH</u>	: データなし
<u>動粘弾性</u>	: 該当しない
<u>溶解度(水)</u>	: データなし
<u>n-オクタノール/水分配係数(log 値)</u>	: データなし
<u>蒸気圧</u>	: データなし
<u>密度及び/又は相対密度</u>	: 約 2.6 (塊状)
<u>相対ガス密度</u>	: 該当しない
<u>粒子特性</u>	: データなし

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 特記すべき反応性はなし  
化学的安定性 : 通常の状態では安定です。  
危険有害反応可能性 : 特記すべき反応性なし  
避けるべき条件 : 特記すべき条件なし  
混触危険物質 : 知見なし  
危険有害な分解生成物 : 知見なし

11. 有害性情報

- 急性毒性 : データなし  
皮膚腐食性/皮膚刺激性 :  
 職業ばく露で機械的刺激により、強い搔痒と刺激を生じた。これらの機械的刺激は一時的であり、5 μm 径以上の繊維との関連がある。また、職業ばく露で刺激性の皮膚炎も生じている。4-13 μm 径の長繊維(表面処理剤・集束剤なし)を用いたヒト皮膚に対するパッチテストで異常は認められなかった。  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 :

職業ばく露で機械的刺激性が認められている。この機械的刺激は一時的であり、5 μm 径以上の繊維との関連がある。(ACGIH(2001)、ATSDR(2004))。

呼吸器感作性又は皮膚感作性 : データなし

生殖細胞変原性 : データなし

発がん性 :

IARC でグループ 3(ヒトに対する発ガン性に分類されない)、ACGIH で A4(人に対し発ガン性物質として分類できない物質)に分類されている。

生殖毒性 : データなし

特定標的臓器毒性(単回ばく露) :

職業ばく露で一時的な気道刺激性が認められているが、ばく露がなくなると消失する。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) :

ガラス長繊維は吸入の可能性がなく、また労働者の疫学調査においても健康への有意な悪影響は認められていないとの情報がある。

誤えん有害性 : データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性 : データなし

残留性・分解性 : データなし

生体蓄積性 : データなし

土壌中の移動性 : データなし

オゾン層への有害性 : データなし

## 13. 廃棄上の注意

廃棄の方法は一般的な産業廃棄物と同様に取り扱って下さい。その他関係法令の定めるところに従って下さい。

## 14. 輸送上の注意

国連番号 : 該当しない

品名(国連輸送名) : 該当しない

国連分類 : 該当しない

容器等級 : 該当しない

海洋汚染物質 : 非該当

国内輸送規制 : 該当しない

海外輸送規制 : ADR(欧州危険物国際道路輸送協定) : 該当しない

RID(欧州危険物国際鉄道輸送規則) : 該当しない

IMDG(国際海上危険物規程) : 該当しない

IATA(航空危険物規則書) : 該当しない

特別の安全対策 : 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。重量物を上積みしない。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法

第 57 条による表示対象物質(ラベル) : 該当しない

第 57 条の 2 に基づく通知対象物質(SDS) : 該当しない(注 1)

第 57 条の 2 に基づく通知対象物質 : 含有していません

### 粉じん障害防止規則

別表第一の第 6 号の鉱物(ガラス繊維)の裁断等をする場所において作業を行う場合には、労働安全衛生法施行令の規定に定められた「粉じん障害防止規則」が適用されます(別表第二の五及び六、第四条特定粉じん発生源の四及び五)。粉じん則の対象作業以外においても、ガラス繊維及びそれらを含有する製品を製造し又は取扱う作業では当該物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取り扱いに関する留意事項(「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」)に配慮する必要があります。(労働省労働基準局長 基発第 1 号 平成 5 年 1 月 1 日)

ガラス繊維では遊離けい酸が 0%であり、粉じん管理濃度は次式に従い 3.0mg/m<sup>3</sup> となります。  
 $E=3.0/(1.19Q+1)$ (E:管理濃度、Q:粉じん中の遊離けい酸含有率(%)) (「作業環境評価基準の一部を改正する件等の施行等について」厚生労働省労働基準局長基発第 0331024 号 平成 21 年 3 月 31 日)

「粉状物質の有害性情報の伝達による健康障害防止の取組みについて」(基安発 1024 平成 29 年 10 月 24 日)において、表示・通知義務の対象とならない物質についても、粉状物質の有害性情報の伝達が推奨されております。粉状物質のリスクの周知及び「8.暴露防止・保護措置」の対応を推進下さい。

### じん肺法

ガラス繊維は鉱物に該当いたしますので、じん肺法施行規則 別表六「岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業」に該当する場合には、法に定める「粉じん作業」となりますので法に則って、対応願います。

消防法 : 危険物; 該当しない / 指定可燃物 ; 該当しない

毒物及び劇物取締法 : 毒劇物 ; 該当しない

化学物質排出把握管理促進法(化管法): 第一種指定化学物質 ; 該当しない(注 2)  
 第二種特定化学物質 ; 該当しない

化学物質審査規制法(化審法) : 第一種特定化学物質 ; 該当しない  
 第二種特定化学物質 ; 該当しない  
 監視化学物質 ; 該当しない  
 優先評価物質 ; 該当しない

注 1: 労働安全衛生法に基づくラベル表示及び SDS 交付義務対象物質として同法施行令別表第 9 第 314 号に「人造鉱物繊維」が掲げられていますが、下記通達で「第 314 号の「人造鉱物繊維」には、ガラス長繊維は含まれないものであること。」とされています。(「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」労働省労働基準局長 基発第 162 号 平成 12 年 3 月 24 日)

また、令和 7 年 4 月 1 日以降につきましては、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(厚生労働省労働基準局長 基発 0929 第 1 号 令和 5 年 9 月 29 日)、第 3 細部事項 1 ラベル・SDS 対象物質の個別列挙(安衛則別表第 2 関係)に「(22) 第 1118 項の「人造鉱物繊維」には、ガラス長繊維は含まれないこと。」と記載があり、引き続きラベル表示及び SDS 交付義務対象物質に該当いたしません。

注 2: 化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)に関して

施行令別表第 1 の第 1 種指定化学物質に「ほう素化合物」があげられており、ガラス長繊維は、ガラスの構成物質として「ホウ素」を 1%以上含有した「ガラス製品」ですが、通常のご使用の範囲であれば、PRTR 法の届出の対象にはなりません。但し、お取り扱いの過程で熔融、蒸発又は溶解等を伴う工程においては、当該化学物質の排出量、移動量の届出が必要となりますので、ご注意をお願い致します。

## 16. その他の情報

### 1) 参考文献

\*「許容濃度の勧告」産業衛生学会誌 65 巻(2023)

\*「Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risks to Humans Vol.81(2002)  
 “Man-made Vitreous Fibers”」

International Agency for Research on Cancer(IARC: 国際ガン研究機関)

\*ACGIH(TLVs and BELs Based on the Documentation of the Threshold Limit Values for  
 Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices: 2023)

\*ACGIH(2001) SYNTHETIC VITREOUS FIBERS

\*ATSDR(2004) TOXICOLOGICAL PROFILE FOR SYNTHETIC VITREOUS FIBERS

\*「産業用ガラス長繊維のヒト皮膚に対するパッチテスト」((社)日本毛髪科学協会委託試験報告書(平成 23 年 2 月 7 日毛髪研発第 22044 号(3) )

2) 化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH)  
ガラス長繊維製品は成形品のため登録対象ではありません。

3) 主要国の既存化学物質の収載状況

\*欧州商業用既存化学物質台帳(EINECS)

EINECS 番号	266-046-0
CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*米国有害物質規制法 (TSCA)化学物質台帳

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*カナダ国内物質リスト(DSL)

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*中国現有化学物質名録

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*韓国既存化学物質目録(KECI)

KECI 番号	KE-17630
CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide

\*オーストラリア工業化学品インベントリー(AIIC)

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide

\*ニュージーランド化学物質インベントリー(NZIoC)

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*フィリピン化学品及び化学物質インベントリー(PICCS)

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*台湾既有化学物質インベントリー情報システム(CSNN)

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*タイ国既存化学物質インベントリー

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*ベトナム既存化学物質インベントリー

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

\*ロシア既存化学物質インベントリー

CAS 番号	65997-17-3
名称	Glass, oxide, chemicals

4) Respirable fibre(吸入性繊維)と WHO fibres(WHO ファイバー)の定義

「Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risks to Humans Vol.81(2002)

“Man-made Vit-reous Fibers”」の GLOSSARY における Respirable fibre と WHO fibres の定義は下記の通りです。

- Respirable fibre: a particle with a diameter less than 3 μ m and length greater than 5 μ m and with a length to width ratio of greater than 3:1. These fibres can reach the deepest part of the lung.
- WHO fibres: any particle that has a length greater than 5 μ m, a fibre diameter less than 3 μ m and a length:diameter ratio larger than 3:1.

5) 吸入性繊維の許容濃度

吸入性繊維の許容濃度は下記の通りです。

- 日本産業衛生学会勧告値(2023 年度版) :

表 I -1 ガラス長繊維 1 繊維/ml (長さ 5 μ m 以上、太さ 3 μ m 未満、長さとの幅の比 3:1 以上の繊維)

- ACGIH: Continuous filament fibers 1fiber/cm<sup>3</sup>(F) (F: Respirable fiber)

粉じん則が定める管理濃度と各団体が定める許容濃度は下表のとおりです。

	粉じんの種類	粉じん障害防止規則	日本産業衛生学会勧告値	OSHA	ACGIH
管理濃度		3.0 mg/m <sup>3</sup>			
許容濃度	第三種粉じん 吸入性粉じん		2 mg/m <sup>3</sup>		
	Respirable dust			5 mg/m <sup>3</sup> TWA	
	Continuous filament fibers (Inhalable fraction)				5 mg/m <sup>3</sup>
	第三種粉じん 総粉じん		8 mg/m <sup>3</sup>		
	Total dust			15 mg/m <sup>3</sup> TWA	
	ガラス長繊維** Continuous filament fibers (Respirable fiber)			1 繊維/ml	

\*\*人造鉱物繊維: ガラス長繊維、グラスウール、ロックウール、スラグウール

(長さ 5 μ m 以上、太さ 3 μ m 未満、長さとの幅の比 3:1 以上の繊維)

- 6) 記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって特殊な取り扱いの場合は用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。記載内容は情報提供であって保証するものではありません。

## 安全データシート

(SAFETY DATA SHEET)

## 1、製品名

## 不織布

## 2、危険有害性の要約

GHS分類 : 該当しない。

危険性 : 製品は消防法の危険物には該当しないが、指定可燃物に該当する。

有害性 : 燃焼した場合には一般火災と同様に、COやCO2等の有害ガスが発生するので注意のこと。

環境影響 : 該当しない。

製品の分類 : 消防法 指定可燃物

## 3、組成、成分情報

単一製品・混合物の区分 : 混合物製品

成分名称	含有量(wt%)	CAS No.	化審法 官報公示整理番号
ポリエチレンテレフタレート	93.0以上	25038-59-9	7-1022
アクリル樹脂	約 6	非開示	登録
二酸化チタン	0.3以下	13463-67-7	1-558
その他	1.0以下	非開示	非開示

## 4、応急措置

吸入した場合 : 高温の溶融樹脂から発生するガスをひどく吸引した時は、新鮮な空気のある場所に移ること。咳、呼吸困難やその他の症状が出た時は、医師の手当を受ける。

皮膚に付着した場合 : 溶融物が付着した場合は、衣服の上から大量の水をかけ十分に冷却する。皮膚上の固まった樹脂は無理にはがさず、医師の手当を受ける。

目に入った場合 : 眼球を傷つける可能性があるので、清潔な水で洗い流す。異物が目に残るようであれば、眼科医の手当を受ける。

飲み込んだ場合 : 出来るだけ吐き出し、異常を感じるようであれば医師の手当を受ける。

---

## 5、火災時の措置

- 消火剤 : 水、泡、粉末を用いることが出来るが、水は冷却効果が大きいので水を使用することが望ましい。
- 消火方法 : 一般火災と同じ消火剤を使用して消火する。
- 消火を行う者の保護 : 大規模な火災の場合は呼吸用保護具を着用する。
- 

## 6、漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 人体に対する危険有害性は小さいと考えられる。
- 環境に対する注意事項 : 環境への影響は小さいが、長期間残留すると考えられるので環境中に廃棄しない。
- 除去方法 : 箒や集塵機で回収し、処分する。
- 

## 7、取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

- 技術的対策 : 取扱者の暴露防止 : 通常では必要なし。高温時等は保護手袋を着用する。  
火災爆発の防止 : 常温では引火の恐れはないが、消防法指定可燃物であり、近くでみだりに火気を使用しない。
- 注意事項 : 粉塵の発生や熔融を伴う作業をするときは、局所排気、全体換気を行う。
- 安全取扱注意事項 : 特記事項なし。

### 保管

- 技術的対策 : 直射日光を避ける。
- 混触禁止物質 : 特記事項なし。
- 保管条件 : 高温多湿を避けて保管する。
- 容器包装材料 : 推奨 ; 不燃性容器
- 

## 8、暴露防止及び保護処置

- 設備対策 : 熔融で蒸気、ガスが発生する場合は、局所排気装置を設置することが望ましい。

### 保護具

- 呼吸器の保護具 : 粉塵が多い場合は防塵マスクを着けることが望ましい。
- 手の保護具 : 保護手袋を着けることが望ましい。
- 眼の保護具 : 粉塵が多い場合は保護眼鏡を着けることが望ましい。
- 皮膚及び身体の保護具 : 熔融を伴う作業等では、腕など素肌を露出しないような保護衣を着用することが望ましい。
- 

## 9、物理的及び化学的性質

物理的状態、形状 : 短繊維使用の不織布 (繊維状固体)

- 色 : 白色
- 臭い : 無臭
- pH : 該当しない
- 融点 : 250～256℃ (ポリエチレンテレフタレート)

分解温度	: データなし
引火点	: 430～440℃ (ポリエチレンテレフタレート)
発火点	: データなし
比重	: 1.385～1.395 (ポリエチレンテレフタレート)
溶解性	: 水に不溶。

---

## 10、安定性及び反応性

安定性	: 一般的な貯蔵、取扱に於いては安定で反応性なし。
危険有害な分解生成物	: 燃焼時には、COやCO <sub>2</sub> 等の有害ガスが発生する場合がある。
特定条件下での危険な反応	: 通常の状態では危険な反応はないと考えられる。

---

## 11、有害性情報

急性毒性	: 知見なし
局所効果	: 知見なし
感作性	: 知見なし
亜急性毒性	: 知見なし
慢性毒性	: 知見なし
発がん性	: 知見なし
催奇形性	: 知見なし
生殖毒性	: 知見なし

---

## 12、環境影響情報

残留性／分解性	: 生分解性なく安定で、環境中に長期に残留すると考えられる。
蓄積性	: 知見なし
魚毒性	: 知見なし
その他	: 知見なし

---

## 13、廃棄上の注意

残余廃棄物	: 廃掃法の産業廃棄物に該当する。 産業廃棄物処理業者もしくは地方公共団体が処理を引き受けている場合には地方公共団体に委託する。焼却する時は、管理された焼却設備を用いて、廃掃法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に従って処理する。
汚染容器・包装	: 残余廃棄物と同じ。

---

## 14、輸送上の注意

規制	: 国連分類他、輸送に関する法規制には該当しない。 梱包が破れないように水濡れに注意し、乱暴な取扱いをしないで下さい。
----	--

---

## 15、適用法令

消防法	: 指定可燃物
廃掃法	: 産業廃棄物

労働安全衛生法 : 通知対象物質 二酸化チタン (IV)

毒物及び劇物取締法 : 非該当

P R T R 法 : 非該当

有機溶剤 : なし

特定化学物質 : なし

変異原性物質 : なし

船舶安全法 : なし

---

## 16、その他の情報

引用文献等 : 原料メーカーの SDS

制約事項 : 記載内容のうち、物理化学的性質などの値は保証値ではありません。また、注意事項は通常的な取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合は、この点のご配慮をお願いします。

---

安全データシート

---

## 1. 製品名

## アクリル酸エステル共重合体

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

下記に記載が無い項目は、「分類できない」あるいは「分類対象外」

物理化学的危険性	: 情報なし
健康に対する有害性	: 情報なし
環境に対する有害性	: 情報なし

## ラベル要素

成分情報	: 該当なし
国、地域情報	: 該当なし
注意書き	

安全対策	: 取扱中は、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡（ゴーグル型）、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な保護具を着用すること。
救急措置	: 呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断／手当てを受けること。 飲み込んだ場合は、口をすすぎ、医師の診断／手当てを受けること。 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断／手当てを受けること。 皮膚または髪に付着した時は多量の水と石鹸で洗い、衣類が汚染された時は直ちに全てを取り除くこと。 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。
廃棄	: 内容物／容器等の製品付着物は関係法令に従って廃棄すること。

## 3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別	: 化学品(混合物)
---------------	------------

化学名又は一般名	含有率	化学特性	化審法番号 安衛法番号	C A S N o .
水	50～60%	H2O	対象外 あり	7732-18-5
アクリル樹脂	40～50%		あり あり	なし
その他	1%未満			

#### 4. 応急措置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

吸入した場合	: 負傷者を新鮮な空気のある場所に移動し、休息させる。 嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。 水でうがいをする。
皮膚に付着した場合	: すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。 皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹼水で洗う。
眼に入った場合	: 直ちに清浄な水で5分間以上洗い流す。 眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。 眼球を傷つける可能性があるのでこすらない。
飲み込んだ場合	: 嘔吐が自然に生じたときは気道への吸入がおきないように身体を傾斜させる。 事故の場合または気分が悪いときは、直ちに医師の診断を受ける。 飲み込んだ場合は、直ちに医師の診断を受け、この容器に記載された注意事項 やラベル、SDSを示す。 飲み込んだ場合は、水で口内を洗う(その人の意識がある場合のみ)。
応急措置をする者の保護	: 救急者は、保護具を着用する(曝露防止措置の注意事項を参照)。
医師に対する特別注意事項	: 直ちに医師の診断を受け、この容器のラベルに記載された注意事項又はSDS を示す。

#### 5. 火災時の措置

消火剤	: 泡、噴霧水、乾燥砂、粉末。
特定の消火方法	: 周辺火災の場合: 移動不可能な場合、容器、梱包及び周辺に散水し冷却する。 着火した場合: 火元(燃焼源)を断ち適切な消火剤を用いて風上から消火。
消火を行う者の保護	: 火災により有毒ガスやヒュームが発生するので、適切な呼吸用保護具(送気マスク、自給式呼吸器等)を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

関係法規に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- : 作業者は保護具(曝露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、風上で作業する。
- 屋内の場合、処理が終わるまで適切な換気を行う。
- 漏出した場所の周辺にはロープを張る等して、関係者以外の立ち入りを禁止す

る。

環境に対する注意事項	: 漏出物が河川、水路等公共水路に流れ込むのを防止する。
除去方法	
回収	: 漏出液を密閉可能な容器にできる限り集める。 残留液は土、砂等に吸着させて密閉可能な容器に回収する。
廃棄	: 回収した漏出物は廃棄上の注意に従って廃棄する。
二次災害防止策	: 漏出した場所の周辺には関係者以外の立ち入りを禁止する。 万一、河川公共水路等に流れ込んだ場合は、直ちに地方自治体の公害担当者に報告する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意 関係法規に準拠して作業する。

取扱い	: 容器は注意して取扱い、開ける。 使用時には飲食しない。 皮膚との接触を避ける。 眼との接触を避ける。 眼と接触した場合は直ちに多量の水で洗い医師の診断を受ける。 すべての汚染された衣類を直ちに脱ぐ。 皮膚と接触した場合は、直ちに多量の水又は石鹸水で洗う。
技術的対策	: 取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。 作業中のコンタクトレンズの着用は好ましくない。 眼／顔面用の保護具を着用する。 適当な保護衣および眼／顔面用の保護具を着用する。 取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行う。
注意事項	: 取扱いは換気のよい場所で行う。 局所排気装置の設置された場所で作業する。
安全取扱い注意事項	: 知見なし

## 保管

適切な保管条件	: 熱から離して保管する。 着火源から離して保管するー禁煙。 容器を密閉して保管する。
---------	---

## 8. 暴露防止及び保護措置

設備対策	: 取扱いについては全体換気装置または局所排気設備を設置した場所で取扱う。 取扱い場所の近くにシャワー手洗い洗眼設備等を設けその位置を表示する。
許容濃度 保護具	: 情報なし
呼吸器の保護具	: 本製品を多量に使用する場合、または密閉空間で使用する場合には、送気式もしくは自給式呼吸器を推奨する。
手の保護具	: 不浸透性手袋（ウレタン製等）。
目の保護具	: 保護眼鏡（ゴーグル型）または保護面（防災面）。
皮膚及び身体の保護具	: 帯電防止性能を有する、長袖の保護衣及び安全靴を推奨する。

本データシートは、一般的な工業的用途について、「製品の適切な取扱い」を確保するための参考情報として提供するもので、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さるようお願い致します。

## 9. 物理的及び化学的性質 製品として

物理的状态	
形状	: 液体
色	: 乳白色
臭い	: 特異臭
P H	: 5.0 ~ 6.0

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲	: データなし
引火点	: 引火せず
密度	: データなし
粘度	: 10~200mPa・s

## 10. 安定性及び反応性

通常の保管及び取扱いの条件では安定と考えられる。

### 11. 有害性情報

情報なし

### 12. 環境影響情報

製品として

生体蓄積性 : 情報なし

### 13. 廃棄上の注意

この製品及び容器・包装材は安全な方法で廃棄しなければならない。

残余廃棄物 : この製品は排水溝中に空けてはならない。

内部処理の場合 : 法令に従って、残余廃棄物、製品の包装材を廃棄処理する。  
法的規制に適合した設備と方法で焼却処理を行う。  
焼却条件によっては有毒ガスが発生する可能性があるため、除害装置のある焼却炉の使用を推奨する。

外部委託処理の場合 : 産業廃棄物処理業者と委託契約を結び、廃棄物の内容を明確にして、処理を委託する。

### 14. 輸送上の注意

国連分類 : なし

国連番号 : なし

容器等級 : なし

特定の安全対策及び条件 : 保護具、消火器を携帯する。  
必要であれば、イエローカードを携帯する。  
梱包や袋が破れないように丁寧に取扱う。  
容器に漏れのないことを確認し、落下、転倒、破損がないように積載し、荷崩れ防止を確実にを行う。

### 15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

本データシートは、一般的な工業的用途について、「製品の適切な取扱い」を確保するための参考情報として提供するもので、製造者の保証書ではありません。現時点で信頼し得ると考えられる資料並びに測定等に基づき作成したものです。ご需要家各位は、これを参考として自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な措置をお取り下さるようお願い致します。

	該当しない
毒物及び劇物取締法	: 該当しない
消防法	: 該当しない
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16項に該当するので、経済産業省のガイドラインの参照や事前相談が望ましい
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	: 該当しない

#### 1.6. その他の情報

本文書は製品の安全情報を記したものです。品質保持上の諸要件については技術資料、仕様書等をご参照下さい。保護具に関する詳細については(社)日本保安用品協会(TEL;03-5804-3125)にお問い合わせ下さい。

参考文献	: 国際化学物質安全性カード ( I C S C ) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances(RTECS) 作業環境評価基準 産業衛生学会雑誌 2001 TLVs and BEIs(ACGIH) 米国連邦規則集 ( O S H A ) IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans(IARC) 法規制物質リスト (日本ケミカルデータベース) ケミカルデータベース (日本ケミカルデータベース) GHS分類結果データベース (製品評価技術基盤機構 N I T E ) CHEMGOLD2 (ChemWatch)
------	---